

# 精神保健福祉手帳のしおり

## 精神保健福祉手帳における各種優遇措置

### 1 税制上の優遇措置

所得税、住民税、自動車税等について、下記の控除、減免が受けられます。

なお、適用の可否は個別の条件によりますので、詳細は各担当窓口へお問い合わせください。

#### \* 控除の内容 \*

種類	内容	対象（手帳等級）	窓口
所得税・市民税の障害者控除	納税者が障がい者本人の場合、またはその配偶者、扶養親族の場合、所得金額から一定の額が控除されます。	特別障害者控除：1級 障害者控除：2・3級	税務署（川越） 市役所税務課 ※所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先も可
同居特別障害者加算・控除	同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障がい者（手帳1級）である場合、扶養控除加算され、所得金額から控除されます。	1級	
郵便貯金・預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）	手帳の交付を受けた方は、金融機関等に手続きすることにより、預貯金の利子にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。	1・2・3級	税務署（川越） 各金融機関
相続税の障害者控除	手帳の交付を受けた方が、相続等により財産を取得し、法定相続人に該当する場合、控除が受けられます。	1・2・3級	税務署（川越）
贈与税・特別障害者扶養信託契約にかかる贈与税の非課税	手帳の1級を交付され、信託の受益者になった時は、信託銀行経由で、税務署に申告する事により、その信託受益権の一部の贈与税が非課税になります。	1級	
障がい者の非課税限度額	手帳の交付を受けている方で、退職所得を除いた前年の所得が135万円以下の方については、住民税がかかりません。	1・2・3級	市役所税務課 ※住民税を給与から特別徴収されている場合は勤務先も可
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車（環境性能割）の減免	障がい者本人が運転する自動車又は、生計を一つにする方がもつぱら障害者のために使用する自動車に係る自動車税が減免されます。	1級かつ自立支援医療（精神通院）を受けている方	自動車税事務所 ※軽自動車税は市役所税務課（毎年、期限内の手続きが必要）

## 2 自立支援医療費（精神通院）の支給

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：市役所障がい福祉課

手帳を診断書で申請する場合には、自立支援医療（精神通院）を同時に申請でき、その際の自立支援医療の意見書は不要です。

## 3 後期高齢者医療制度の認定

- 対象（手帳等級）：1・2級（65歳以上の方）
- 窓口：市役所保険年金課

申請により、後期高齢者医療制度の認定を受けることができます。なお、それにより新たに保険料が発生することがあります。事前に窓口でご相談ください。

※平成27年1月1日より前に、手帳の1・2級を所持していた方は、後期高齢者医療制度の認定を受けることで、下記4の助成が受けられる場合があります。

## 4 重度心身障害者医療費助成

- 対象（手帳等級）：1・2級（65歳未満の方）
- 窓口：市役所障がい福祉課

1級＝医療機関等で受けた医療費（保険診療の自己負担額）の助成を受けることができます。

ただし、精神病床への入院費用は対象外です。

2級＝自立支援医療（精神通院医療）を適用して受診した際の医療費が助成されます。

※助成を受けるには、重度心身障害者医療費支給資格登録申請が必要です。

## 5 生活保護世帯の障害者加算

- 対象（手帳等級）：1・2級（生活保護受給中の方）
- 窓口：市役所福祉政策課

保護費の障害者加算の対象となります。

## 6 県営住宅への入居

- 窓口：埼玉県住宅供給公社

### \* 入所者選定の優遇

- 対象（手帳等級）：1・2級

手帳の交付を受けた方を含む世帯で、収入等一定条件を満たした方は、県営住宅の入居者抽選において当選率が優遇されます。

### \* 県営住宅の家賃軽減

- 対象（手帳等級）：1・2・3級※

※収入が一定以下の世帯は、県営住宅の家賃の減額を受けられます。

## 7 公の施設等の使用料の減免

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：各施設

手帳の交付を受けている方と介護者（3級で12歳以上の介護者は除く）1人が公の施設を利用する場合、施設等の使用料の減免が受けられる場合があります。各施設へ直接お問い合わせください。

## 8 障害者雇用率の算定

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：ハローワーク、障がい者就労支援センター

法定雇用率の対象となります。週 20 時間以上 30 時間未満の短縮労働も 0.5 人分として雇用率に含まれます。また、ハローワークの専門窓口で相談することができます。

## 9 携帯電話基本使用料等の割引

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：各携帯電話会社

携帯電話各社の割引制度を利用することができます。

## 10 NTT番号案内（104番）料金の免除（ふれあい案内）

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：NTT※問い合わせ先：0120-104174（通話料無料）

NTTに事前登録をする事により、電話番号案内料が無料になります。

## 11 NHK放送受信料の免除

- 対象（手帳等級）：1・2・3級※
- 窓口：市役所障がい福祉課（申請受付）

※世帯構成員全員が非課税の場合は全額免除。手帳 1 級で障がい者自身が世帯主かつ受信契約者である場合は半額免除が受けられます。

## 12 避難行動要支援者登録制度

- 対象（手帳等級）：1級
- 窓口：市役所福祉政策課

## 13 日本国内線航空運賃の割引について

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：各航空会社

運賃について、割引があります。※搭乗日当日に有効期限内の手帳の方が対象

## 14 各種鉄道運賃の割引について（令和 7 年 4 月から）

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：各鉄道会社

運賃について、割引があります。※割引内容については、鉄道会社により異なるため、ご利用になる鉄道会社へ直接お問い合わせください。

## 15 各種路線バス運賃の割引について

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：各バス会社

運賃について、割引があります。※割引内容については、バス会社により異なるため、ご利用になるバス会社へ直接お問い合わせください。

## 16 市立自転車駐車場の使用料減免

- 対象（手帳等級）：1・2・3級
- 窓口：各自転車駐車場

市立自転車駐車場を定期利用する場合に限り、使用料の5割に相当する額を減免します。

### \* 富士見市で行うその他の制度 \* ※申請窓口は市役所障がい福祉課

#### 1 富士見市内循環バス(ふれあいバス)利用料免除(富士見市内循環バス特別乗車証)

- 対象（手帳等級）：1・2・3級

富士見市循環バス特別乗車証を提示することにより、乗車賃が無料になります。また、同乗の介護者も1人まで免除対象となります。

#### 2 在宅重度心身障害者手当

- 対象（手帳等級）：1級（65歳未満の方）

在宅生活者で住民税非課税の場合、月額5,000円の支給となります。\*65歳以上で新たに手帳を取得された方は対象外。また、特別障害者手当等受給者や施設入所中（グループホーム等を除く）の方も受給対象外となります。

#### 3 運転免許取得の補助

- 対象（手帳等級）：1・2・3級

就労・就職のために運転免許を取得する場合、教習所で要した費用の一部を補助します（所得制限有）。\*埼玉県運転免許センター適性相談室にて適性相談も受けておりますので、必要に応じてご利用ください。【埼玉県警察運転免許センター TEL：048-543-2001】

#### 4 福祉タクシーの利用料金の補助・自動車燃料費の助成 ※どちらか一方のみ

- 対象（手帳等級）：1・2級 ※毎年度申請が必要です。

\*福祉タクシー：申請により、タクシー利用料金の一部を市が助成します。

※利用は県内のタクシー会社に限ります。

\*自動車燃料費：申請することにより、自動車燃料費の一部を補助します。

#### 5 障害者総合支援法のサービス(介護給付・訓練等給付)利用

- 対象（手帳等級）：1・2・3級

日常生活に支障がある方や就労支援を希望する方が、居宅介護を利用し、掃除・炊事・洗濯などのサービスを受けたり、就労訓練などを利用したりすることができます。

### \* 有効期限に関するご注意 \*

手帳の有効期限は2年間です。継続利用される方は期限に注意し、更新申請を行ってください。有効期限の3ヶ月前から手続きが可能です。更新時期のお知らせはしておりませんので、ご注意ください。

### \* 障害年金について \*

別制度のため各窓口で別途のご申請(相談)が必要となります。支給条件がありますので、担当機関にご相談ください。\*勤務先等によっては窓口が異なる場合もあります。

\*障害基礎年金 ■ 窓口：市役所保険年金課

\*障害厚生年金 ■ 窓口：(川越)年金事務所

\* 問い合わせ \*

富士見市役所障がい福祉課 富士見市大字鶴馬 1800番地の1 TEL：049-251-2711 (代表)